

令和2年度 被措置児童等虐待の状況について(長崎県)

児童福祉法第33条の16及び児童福祉法施行規則第36条の30に基づき、令和2年度中に本県が対応した被措置児童等虐待の状況について下記のとおり公表します。

記

【被措置児童等虐待の事実確認の結果、虐待と認定したもの】

(1)施設等の種別(児童福祉法施行規則第36条の30の規定による)

里親等	0件
社会的養護関係施設	2件
障害児施設等	0件
一時保護施設等	0件

(2)被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種及び虐待の種別

- ・社会的養護関係施設の児童指導員による心理的虐待
- ・社会的養護関係施設におけるネグレクト
(入所児童間で発生した性的問題に対して、施設側が適切な対応を怠った)

(3)県が講じた主な措置

文書による改善指導

●児童福祉法第33条の16
都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。
●児童福祉法施行規則第36条の30
法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
1 次に掲げる被措置児童等虐待があった施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別 イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等 ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設 ハ 障害児入所施設等及び指定発達支援医療機関 障害児施設等 ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種